

認定実技審査の一人評価者制に伴う審査員への注意事項

1. 認定実技審査は、養成施設を卒業するにあたり受審者の実技能力を評価するものであり、臨床の現場での即戦力になり得るか否かを評価するものではありません。
2. 「平成 30 年度改訂版 認定実技審査要領」を再度熟読し、審査の実施方法などを再確認してください。
3. 養成施設からの報告があり、下記のような事項が委員会で問題点として取り上げられましたので審査員は自覚を持ち、受審者が十分実力が発揮できるように配慮をして審査にあたってください。

- ・ パワハラ、セクハラ、高圧的・威圧的な言動
- ・ 審査中のあくび、ため息、よそ見等、受審者に不信を抱かせる行動
- ・ 審査中の携帯電話・スマートフォンの操作
- ・ 時間厳守（遅刻等）

4. 認定実技審査要領に沿った審査を実施し、審査当日に審査方法等を変更しないでください。
5. 整復実技審査のカードを 2 回引いたという事例報告がありました。引くのは 1 回ですので、引き直しは行わないでください。また、引いたカードと違う実技項目を行った場合には C 評価にしてください。
6. 整復実技において、題材を誤った受審者に対して指摘は行わないでください。
7. 三角巾提肘の場合、頸部の動脈の圧迫は減点対象ですが、三角巾の端が床についていたことは減点対象ではありません。
8. 柔道実技において、やり直しは受審者が申告した場合にはやり直すことはできませんが、審査員がやり直しの指示を行うことはできません。やり直しの指示は行わないでください。
9. 柔道の形の出題は、形を行う直前に出題してください。また、受審者からの出題項目の再確認に対して応じてください。
10. 審査当日、審査前の打ち合わせで養成施設と意思の疎通を図り、特に受審者への配慮（けが人や L G B T 等）が必要な受審者には共通した認識の下、審査を行ってください。

11. 審査日前に学校独自の等方法の資料を受け取るといった事前調整は行わないでください。
12. 意見交換会終了までが審査なので、意見交換会に参加できるように余裕をもって帰りの交通機関の予約を行ってください。
13. 審査の途中での審査員と立会人間の話し合いは、受審者に不信感を与えかねないので、事前にしっかり打ち合わせを行い、話し合いが必要になった場合には審査が終了してから行ってください。
14. 柔道実技審査は、十分な準備運動を行って実施してください。
15. 道場の広さや形状によるアンケート評価の減点はしないでください。
16. 体形の変化により柔道衣のサイズが多少合わなくても考慮してください。
17. 受審者一人一人妥当な評価であるかを自問自答のうえ、評価してください。
18. 認定実技審査の柔道衣については全日本柔道連盟の規定を基準としております。下記の通り、この基準を基に審査を行ってください。

全日本柔道連盟の服装規定一覧（抜粋）

	全日本柔道連盟
柔道衣(上衣)	<ul style="list-style-type: none"> ・襟 巾 4cm以上 5cm以内、厚み 1cm 以内。 ・袖 長さは手首から 5cm以内。袖と腕の間が 10～15cmの余裕。 袖口の折り返し巾 3cm以内。 ・背中 背中で縫合わせる場合、縫合わせ布(背継ぎ)3cm以内。 ・裏地補強生地 肩当、胸当、脇当(上衣刺子部分)の 3ヶ所のみ補強を認める。 ・胸および脇の下の柔道衣の余裕が 20～30cm以上あること。
柔道衣(下穿)	<ul style="list-style-type: none"> ・長さはくるぶしから 5cm以内。下穿きの空きは膝の位置で 10～15cmの余裕。裾の折り返しは巾 3cm以内。
帯	<ul style="list-style-type: none"> ・帯の巾 4～5cm。帯の結び目から両端までは 20～30cm程度の長さがなければならない。
女子の Tシャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・色は白、半袖、丸首であること ・製造業者マークは、最大 20 cm²のサイズであれば認められる。柔道衣を着用した際に、製造業者マークが見えてはならない。